

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興実施計画

第1期 （平成23年度～平成25年度）

抜粋

平成23年8月

岩手県

はじめに

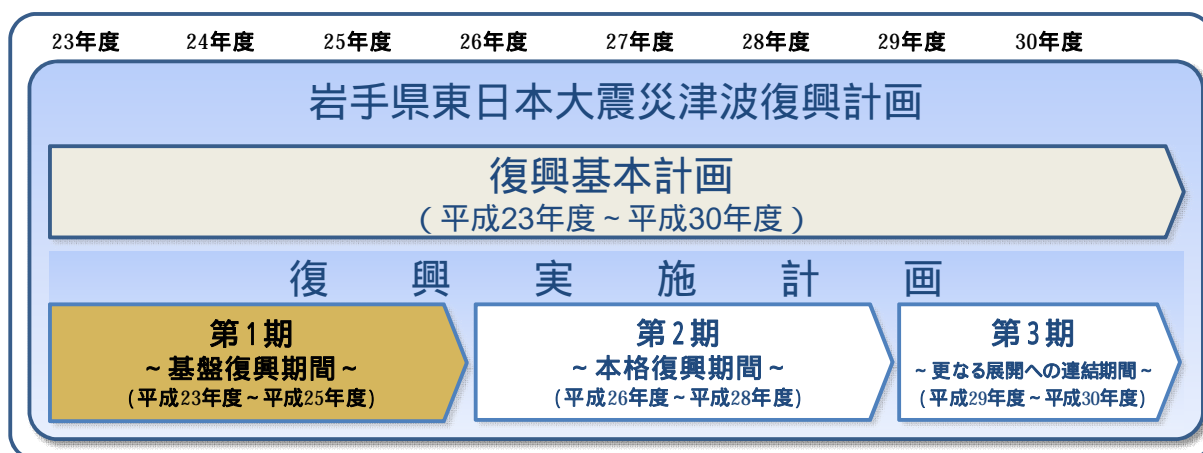
1 策定の趣旨

この実施計画は、岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）に掲げた「いのちを守り海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向けて、県が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すものである。

なお、掲載している事業等は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。

2 計画の期間

復興基本計画は、平成23年度（2011年度）から平成30年度（2018年度）までの8年間を全体計画期間としているが、実施計画では、第1期を基盤復興期間として位置付け、その対象期間を平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とする。



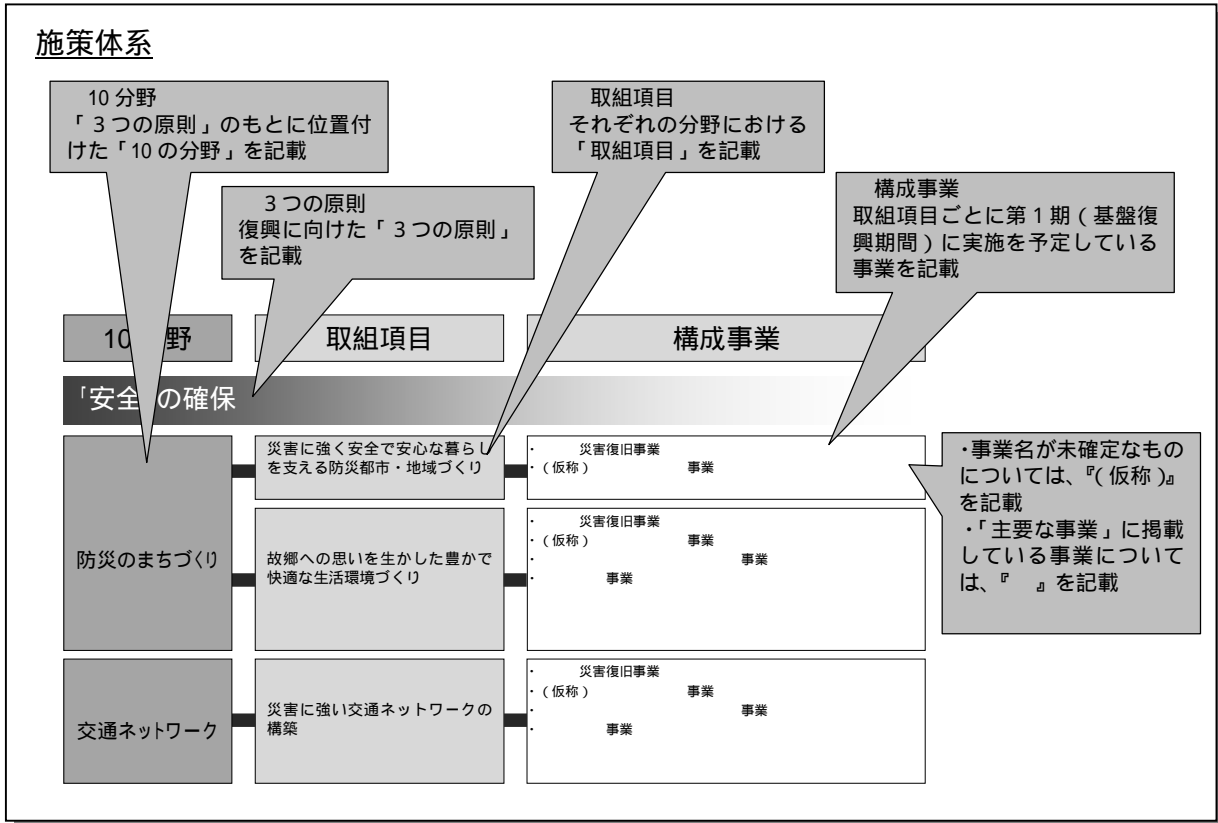
3 計画の構成等

この実施計画では、復興基本計画に示した「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組ごとに、第1期で実施を予定している事業をとりまとめたものである。

第1期は基盤復興期間であることから、多重防災型のまちづくり、三陸復興道路の整備、災害復興公営住宅等の整備、被災医療確保対策、水産業経営基盤の復旧、中小企業の再生等、復興の土台となる事業を掲載しているほか、第2期(本格復興期間)につながる事業等も掲載している。

実施計画の構成は、復興基本計画における取組の体系ごとに構成事業を整理した「施策体系」、事業名、実施主体、事業概要、実施年度を示した「構成事業の概要と実施年度」、事業一覧に記載した事業のうち特に重要な事業の概要を示した「主要な事業」となっている。

本書の見方



構成事業の概要と実施年度

取組項目：取組項目ごとに事業を位置づけ

「3つの原則」と「10の分野」を記載

3つの原則
「安全」の確保 → 10分野
防災のまちづくり

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
災害廃棄物緊急処理支援事業	県、市町村	廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村が事務を県が代行して実施					
多重防災型まちづくり推進事業 ・多重防災型まちづくり計画策定事業	県	個別地域ごとの具体的な津波対策を検討し、海岸保全基本計画を策定 ・浸水想定マップ：12市町村 ・津波対策検討：53地区 ・海岸保全基本計画：53地区					
震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興・被害等に対する事業を地域経営推進費等によって実施							

事業名
例：(仮称) 事業 (再掲) P

【凡例】
(仮称)：事業名が未確定のもの
：事業名や取組の名称
(再掲)：再掲事業
P：主要な事業の掲載ページ

事業主体
事業主体は、事業概要に記載

事業概要
取組項目ごとに第1期（基盤復興期間）に実施を予定している事業を記載

実施年度
事業ごとに第1期（基盤復興期間）に実施する事業の実施年度を記載（発災直後から実施しているものについてはH22から記載）

主要な事業

主要な事業：実施計画の構成事業のうち、代表的な事業の事業目的や概要について、図表等を用いてより詳細に紹介しているもの

取組項目：当該事業が位置付けられている取組項目
事業名：当該事業の事業名や取組の名称

復興に向けた「3つの原則」と「10分野」

「安全」の確保 防災のまちづくり

取組項目 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

1

災害廃棄物緊急処理支援事業

➤ **事業目的**

復旧復興の第一ステップとして、災害廃棄物（がれき）の早期撤去を行うとともに、リサイクルに努めるなど、環境に配慮した処理を推進。

➤ **事業主体**

県、市町村

➤ **事業概要**

廃棄物処理法の規定により市町村事務とされている一般廃棄物（災害廃棄物）の処理について、地方自治法の規定に基づく事務委託を受けた12市町村の当該事務を県が代行して実施。若手県災害廃棄物処理実行計画（平成23年6月20日）に基づき、平成26年3月末までに終了することを目標として設定。

➤ **実施期間**

平成23年度～平成25年度

➤ **災害廃棄物処理のイメージ**

事業目的：復興に向けた当該事業の目的について記載

事業主体：県が直接実施、あるいは補助、支援する事業の実施主体

事業概要：当該事業で実施する具体的な内容や数量を記載

実施期間：当該事業を実施する期間（設計や調査等の期間を含む）

事業内容等のイメージを、図表等を用いて記載

The page features several decorative blue squares with a gradient effect. One large square is centered in the upper right. To its left, a smaller square is positioned above a larger square, which is further to the left. Below this larger square, another smaller square is centered. On the left side of the page, there is a horizontal row of two squares, with the right one being larger than the left one. Below the larger square of this row, another smaller square is centered.












構成事業の概要と実施年度

3つの原則

「なりわい」の再生

10分野

水産業・農林業

取組項目		漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築					
事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
共同利用漁船等復旧支援対策事業 ▼P82	漁協等	漁協等による漁業者が共同利用する漁船、定置網等の一括整備を支援 ・整備漁船数：6,152隻 ・整備定置網数：108ヶ統 ・整備磯建網数：200ヶ統 ・漁労機器：漁船漁業操業船の5割に装着					
水産業経営基盤復旧支援事業（養殖施設） ▼P83	漁協等	漁協等による被災養殖施設の共同利用施設としての一括整備を支援 ・整備施設数 延縄式：18,513台 筏式：1,372台					
漁業協同組合等機能回復支援事業	漁協	津波によって事務所等が被災した漁協機能の早期回復に必要な事務所、データの復旧、OA機器等整備や、各漁協が行う復興方針、再建計画の策定を支援 ・漁協機能の回復：14漁協 ・復興方針策定：24漁協					
水産養殖施設災害復旧事業	養殖事業者、漁協等	激甚災害法に基づき、被災した養殖施設（個人施設及び共同利用施設）の原形復旧を支援 ・整備施設数：2,392台					
水産業共同利用施設復旧支援事業 ▼P84	市町村、漁協・水産加工協等	漁協等が有する共同利用施設の早期復旧、使用再開に必要な機器等の整備や施設の修繕を支援 ・復旧施設数：148ヶ所					
水産業経営基盤復旧支援事業（共同利用施設） ▼P83	漁協等	漁協等が有する共同利用施設の復旧・整備を支援 ・復旧施設数：205ヶ所					
採介藻漁業復旧緊急支援事業	漁協	採介藻漁業の再開に必要な、ウニ等の共同採捕等に用いる潜水器具、紫外線海水殺菌装置の整備を支援 ・採介藻漁業（ウニ）再開漁協数：11漁協					
さけ、ます生産地震災復旧支援緊急事業	漁協	被災したサケふ化場21施設のうち、15施設の応急復旧を実施 ・応急復旧施設数：17ヶ所（うち、ふ化場施設15ヶ所） ・H24年春季稚魚生産数：250百万尾（県全体）					
岩手県水産技術センター施設災害復旧事業	県	被災した種市研究室と大船渡研究室の応急復旧を実施し、H23年度にウニの種苗生産を一部再開。また、H25年度末までに施設の本復旧を実施 【生産目標】 ・ウニ種苗生産数：288万個 ・アワビ種苗生産数：600万個					
養殖用種苗供給事業	県、漁協等	養殖業の再開に向け、ワカメ・コンブ種苗を県が委託生産して供給するほか、漁協によるコンブ・ホタテガイ・カキ種苗の一括購入と漁業者への供給を支援 ・種苗供給数（委託生産） ワカメ：2,028千m コンブ：24千m					
漁場復旧支援事業	県漁連	被災した漁業者を雇用して行う漁場の海底・資源量調査や、定置網・養殖施設等の整備に係る漁場復旧計画を策定 ・漁場復旧計画策定：17漁協					

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
漁場復旧対策支援事業	県漁連	漁業者グループによる漁場に堆積、漂着した瓦礫等の回収処理を支援 ・活動グループ数：25組 ・述べ活動者数：211,472人日		▶			
復興支援ファンド設立支援事業 ▼P95	国、県、金融機関等	二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援		▶	▶	▶	▶
(仮称) さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業	漁協	被災したサケふ化場等を復旧・整備 ・サケ稚魚生産数：340百万尾（H25県全体）			▶	▶	▶
(仮称) アワビ種苗生産施設等復旧支援事業	漁協等	漁協等のアワビ等種苗生産施設を復旧・整備 【生産目標】 ・アワビ種苗生産数：200万個 ※今後、関係団体から再整備の意向を確認しながら対応する予定			▶	▶	▶
いわての漁業復旧支援事業	県	定置網漁業と養殖業の再開及び担い手の確保・育成に必要な事業を、被災失業者を雇用する漁協で実施（県から漁協への委託事業） ・事業実施漁協数 定置網施設緊急復旧事業：19漁協 養殖業施設緊急復旧事業：19漁協		▶			

取組項目		産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築					
事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
水産団体機能回復支援事業	水産加工協等	被災した水産加工業協同組合等の事務所機能を回復するため、事務機器等を整備するほか、沿海4地区の地域水産加工業復興計画を策定 ・事務所機能回復：14ヶ所 ・地域水産加工業復興計画の策定：4地区		▶			
産地魚市場緊急支援事業	市町村、漁協等	産地魚市場の再開に必要な鮮度管理用機器・機材を整備 ・整備市場数：6市場		▶			
製氷保管施設等早期復旧支援事業（うち製氷・貯氷施設回復支援事業） ▼P85	市町村、漁協等	産地魚市場で使用する氷の製氷・貯氷施設を復旧・整備 ・復旧施設数：13ヶ所		▶			
水産業共同利用施設復旧支援事業（再掲） ▼P84	市町村、漁協・水産加工協等	漁協等が有する共同利用施設の早期復旧、使用再開に必要な機器等の整備や施設の修繕を支援 ・復旧施設数：148ヶ所		▶	▶	▶	▶
水産業経営基盤復旧支援事業（共同利用施設）（再掲） ▼P83	漁協等	漁協等が有する共同利用施設の復旧・整備を支援 ・復旧施設数：205ヶ所		▶	▶	▶	▶
水産業共同利用施設災害復旧事業	水産業協同組合、市町村	津波で被災した冷凍・冷蔵施設、加工施設等共同利用施設の復旧を支援		▶			
中小企業被災資産修繕事業	市町村	市町村が行う被災した中小企業の現有店舗・工場等の修繕に対する補助事業に要する経費に対して補助		▶			
中小企業等復旧・復興支援事業 ▼P86	民間企業	被災した複数の中小企業等が一体となって行う施設・設備の復旧・整備に要する経費に対して補助		▶	▶	▶	▶
復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95	国、県、金融機関等	二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援		▶	▶	▶	▶
中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業）	中小企業基盤整備機構、県、いわて産業振興センター	復興事業計画の認定を受けた被災中小企業等の施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調し、いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施		▶	▶	▶	▶

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
中小企業災害復旧資金貸付金	県	事業所等が罹災した中小企業者で罹災証明書の発行を受けた方に対して、長期・低利の貸付を実施 ・融資枠：50億円					
中小企業災害復旧資金保証料補給事業	県	災害復旧資金を利用する中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施					
中小企業経営安定資金貸付金（災害対策）	県	経営環境が悪化している中小企業者に対して運転資金の貸付を実施 ・経営安定資金融資枠総額：350億円					
岩手県制度融資の特例措置	県	資金繰りに支障を来す恐れのある中小企業者に対して岩手県制度融資の条件変更（返済期間を最長3年延長）に関する特例措置を実施					
中小企業東日本大震災復興資金貸付金	県	中小企業者に対して経営の安定に必要な資金の貸付を実施 ・融資枠：500億円					
中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業	県	東日本大震災復興資金を利用する直接被害を受けた中小企業者に対して、負担を軽減するため保証料補給を実施					
小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置	国、県、いわて産業振興センター	直接被災した企業を対象に小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置を実施 ・新規導入設備の貸与期間2年間延長 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ					
小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除	国、県、いわて産業振興センター	被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施					
地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置	県、いわて産業振興センター	直接被災した企業を対象に地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置を実施 ・既存貸付設備の償還期間2年間延長 ・貸与損料率やリース料率を基準より引下げ ・貸付条件の拡大措置を実施 ・据置期間の1年間延長					
地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除	県、いわて産業振興センター	被災により、貸与した設備が滅失した場合、滅失した設備について償還免除（債権放棄）を実施					
被災工場再建支援事業	市町村	沿岸地域において被災した、従業員30名以上の工場等の再建に対して行う市町村の補助事業に、その経費の一部を補助					
企業立地促進資金貸付金	県	沿岸地域において、被災した工場等が再建を行う場合、必要な資金を融資 ・貸付限度額：3億円（地域等による加算あり） ・貸付利率：10年以内 年1.8%、10年超15年以内 2.0%					
（仮称）放射性物質総合対策事業（再掲）	県、市町村、関係団体等	放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出産品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信					
水産加工事業者生産回復支援事業	市町村	民間水産加工事業者の機器類の整備を行い、水産物の加工流通の回復を促進 ・対象事業者数：80社					
（仮称）産地パワーアップ復興支援事業	県	震災による壊滅的な被害を受けた沿岸域の食品事業者を中心に、各事業者の事業形態・ニーズに合わせ、アドバイザー等による品質管理指導、商品開発、販売ルート開発を支援し、被災前よりも強い食財供給体制を構築					


▼P87

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
農商工連携・地域資源活用推進事業	県	震災により打撃を受けた沿岸地域を中心として、いわて農商工連携ファンド等により農林漁業者と中小企業者との連携による新たな事業展開や、農林水産物の加工や流通・販売等に取り組むモデル作りを支援		▶			
いわて農林水産ブランド輸出促進事業	県	本格的な販路拡大支援に向けた基盤の整備を目的に、これまでの販路確保や継続取引に向けた取組を推進。 ・被害企業支援：3社/年		▶			
(仮称) いわて食財販路回復・拡大推進事業	県	生産・製造体制の回復前に従前の販路の回復や新たな販路の開拓を図るため、国内都市部（東京、名古屋、大阪）における復興支援フェアを開催し、マーケットに対する県産食財をPR		▶			
いわてフードコミュニケーション推進事業	県	「食の安全・安心」を基本とし、本県の特徴ある食材や資源を活用した新しいビジネス展開や販路開拓の活発化を促進し、本県食産業を高い付加価値生産性を持つ総合産業の育成を支援		▶			

取組項目 漁港等の整備							
事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
漁港災害復旧事業（災害廃棄物等撤去） ▼P88	県	津波により航路・泊地に堆積した災害廃棄物等を撤去 ・災害廃棄物撤去：31漁港		▶			
漁場復旧対策支援事業	県	津波により漁場に堆積・浮遊している災害廃棄物を撤去 ・区画漁業権設定地区：143地区		▶			
漁業用施設災害復旧事業（災害廃棄物等撤去）	県	津波によりウニ・アワビ増殖溝に堆積した災害廃棄物等を撤去 ・災害廃棄物撤去：12地区		▶			
漁港災害復旧事業（漁港施設等応急復旧） ▼P88	県	津波により被災した岸壁の仮嵩上げ、破堤した防潮堤の仮締切などの応急的な復旧を実施 ・防潮堤仮締切：5漁港海岸		▶			
県単独漁港災害復旧事業（臨港道路等応急復旧）	県	津波により被災した臨港道路や漁港用地などの応急的な復旧を実施（被災した漁港施設や海岸保全施設等の復旧のうち、国の災害復旧事業の対象外である小規模な復旧等が対象） ・臨港道路補修など応急的な復旧：31漁港		▶			
漁港関係災害関連事業（汚水処理施設等応急復旧）	市町村	被災した漁業集落排水施設等について、仮設処理水槽の設置などの応急的な復旧を実施 ・汚水処理施設等の応急工事：17箇所		▶			
漁港災害復旧事業（漁港施設等本復旧） ▼P88	県	津波により被災した防波堤や岸壁など漁港施設等の本格的な復旧を実施 ・防波堤や岸壁等の本復旧：31漁港		▶			
県単独漁港災害復旧事業（漁港用地等本復旧）	県	津波により被災した漁港用地などの本格的な復旧を実施（被災した漁港施設や海岸保全施設等の復旧のうち国の災害復旧事業の対象外である小規模な復旧等が対象） ・漁港施設用地嵩上げなどの復旧：21漁港		▶			
漁業用施設災害復旧事業（漁場施設等本復旧）	県	津波により被災した水産物増殖場などの漁場施設の調査や本格的な復旧を実施 ・増殖場の復旧：30地区		▶			
漁港災害復旧事業（海岸保全施設等本復旧） ▼P88	県	津波により被災した海岸保全施設等の本格的な復旧を実施 ・防潮堤等海岸保全施設復旧：25海岸		▶			
漁港関係災害関連事業（汚水処理施設本復旧）	市町村	被災した漁業集落排水施設の本格的な復旧を実施 ・汚水処理施設の復旧：23箇所		▶			

事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
水産基盤整備事業	県	地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向を踏まえた防波堤や岸壁など漁港施設や漁場施設等の復興に資する整備を実施					
海岸保全施設整備事業	県	地域の防災対策や地域づくり等を踏まえた防潮堤の嵩上げや避難路など海岸保全施設の整備を実施					

取組項目 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現							
事業名	事業主体	事業概要	実施年度				
			H22	H23	H24	H25	H26～
被災農家経営再開支援事業	市町村、県	津波や地割れ等の被害を被った農地の復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合（仮称）を通じてその活動を支援【陸前高田市ほか21市町村】 ・被災農地復旧面積：1,230ha					
農地等災害復旧事業	県	被災した県有施設のほか、甚大な被害を受けた沿岸8市町村の農地・農業用施設の復旧を実施【陸前高田市ほか8市町村】 ・復旧箇所：11,981箇所					
団体営農地等災害復旧事業	市町村、土地改良区	市町村等が事業主体となって実施する、被災した農地・農業用施設の復旧を支援【一関市ほか17市町村】 ・復旧箇所：4,951箇所					
小規模農地等災害復旧事業	市町村、土地改良区等	被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業制度の対象とならない小規模な災害復旧を支援【奥州市ほか3市町村】 ・復旧箇所：912箇所					
（仮称）土地改良区機能回復支援事業	土地改良区	津波によって事務所等が被災した土地改良区機能の早期回復に必要な事務所やデータ等の復旧及びOA機器等の整備を支援 ・土地改良区の機能回復：3土地改良区					
東日本大震災農業生産対策事業（共同利用施設等）	市町村、農協等	東日本大震災により被災した農業関連の共同利用施設等の復旧や共同利用農業機械等の導入を支援【大船渡市、奥州市ほか】 ・復旧施設：58箇所					
（仮称）農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（災害復旧事業）	市町村、農協等	東日本大震災で被災した産直施設、食材供給施設等（山村振興対策事業で整備した施設）の復旧を支援【大船渡市、宮古市ほか】 ・復旧施設：6箇所					
農業共同利用施設災害復旧事業	農協、市町村	震災により被災した農協等が所有する共同利用施設の復旧を支援					
卸売市場施設災害復旧事業	市場開設者	被害を受けた卸売市場の復旧 ・復旧対象施設：6市場					
海岸保全施設災害復旧事業	県	被災した農地海岸保全施設に係る、応急的な復旧や、新たな基準に基づく海岸堤防の復旧・整備を実施【吉浜地区ほか8地区】 ・海岸堤防の応急復旧：1,061m ・海岸堤防の本復旧：2,085m					
復興支援ファンド設立支援事業（再掲） ▼P95	国、県、金融機関等	二重債務問題解消に向けた既存債権の買取を行う復興支援ファンドの設立を支援					
（仮称）放射性物質総合対策事業（再掲）	県、市町村、関係団体等	放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組を推進 ・学校、保育所等における放射線量測定の実施と情報提供等 ・保健所における健康相談等の実施 ・県産農林水産物、食品、工業製品等の放射性物質の測定調査等の実施 ・輸出産品に関する証明書等発行の円滑な処理 ・風評被害防止のための県内外への情報発信					
（仮称）農業復興総合支援事業（整備事業） ▼P89	市町村、農協、農業者で組織する団体等	被災地域の農業の復興に必要な生産施設・機械、農産物の加工施設、産直施設、農林漁家民宿・農林漁業体験施設の整備を支援【対象地域：沿岸12市町村】					



主要な事業

取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

No.26 共同利用漁船等復旧支援対策事業

➤ 事業目的

漁業生産の根幹である漁船が多数甚大な被害を受けたことから、被災した漁船・定置網等を復旧し、漁業生産活動の早期再開を図るため、漁業協同組合等が行う漁船・定置網等の導入を支援。

➤ 事業主体

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
漁業協同組合（激甚災害法に基づく認定漁協に限る）
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合等（法人格を有するものに限る）

➤ 事業概要

- (1) 共同利用小型漁船建造事業
 - ア 補助対象 被災した5 t以下の漁船の所有者が共同利用する漁船の建造費（船体、機関、設備）
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9
- (2) 共同利用漁船等復旧支援対策事業
 - ア 補助対象 新造船、中古船の取得・修繕費（船体、機関、設備）
定置網漁具の取得
 - イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 3/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用スキーム（仕組み）



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.27 水産業経営基盤復旧支援事業

➤ 事業目的

養殖業の基盤である養殖施設や漁業生産関連施設、流通・加工施設など、漁業協同組合等が有する共同利用施設の多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、これらの生産基盤の復旧と生産能力の回復を図るため、共同利用施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

➤ 事業概要

(1) 養殖施設復旧整備

- ア 補助対象 養殖施設（共同利用施設に限る）の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

(2) 共同利用施設復旧整備

- ア 補助対象 加工処理施設、冷蔵施設、荷さばき施設、漁船保全修理施設等の共同利用施設の復旧・整備費
- イ 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 養殖施設等の復旧・整備イメージ



取組項目 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築
産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.28 水産業共同利用施設復旧支援事業

➤ 事業目的

漁業協同組合等が有する水産業共同利用施設は、漁業生産から流通・加工関連施設まで、その多くが流失、損壊するなど甚大な被害を受けたことから、水産物の生産・安定供給体制の再構築を図るため、被災した水産業共同利用施設の復旧や、利用再開に必要な機器等の整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合 等

➤ 事業概要

- (1) 補助対象 水産業共同利用施設の早期復旧に必要な機器等の整備費、施設本体の修繕費、仮設等応急的な施設の整備費、仮設倉庫等のリース料など
- (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 25 年度

➤ 共同利用施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.29 製氷保管施設等早期復旧支援事業 (うち製氷・貯氷施設回復支援事業)

➤ 事業目的

産地魚市場周辺の製氷・貯氷施設の大半が被災し、水揚物の鮮度保持に不可欠な氷の供給機能が失われたことから、氷の供給機能を回復し、産地魚市場の早期再開と鮮度を保持した安全・高品質な水産物の供給を図るため、製氷・貯氷施設の復旧・整備を支援。

➤ 事業主体

市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

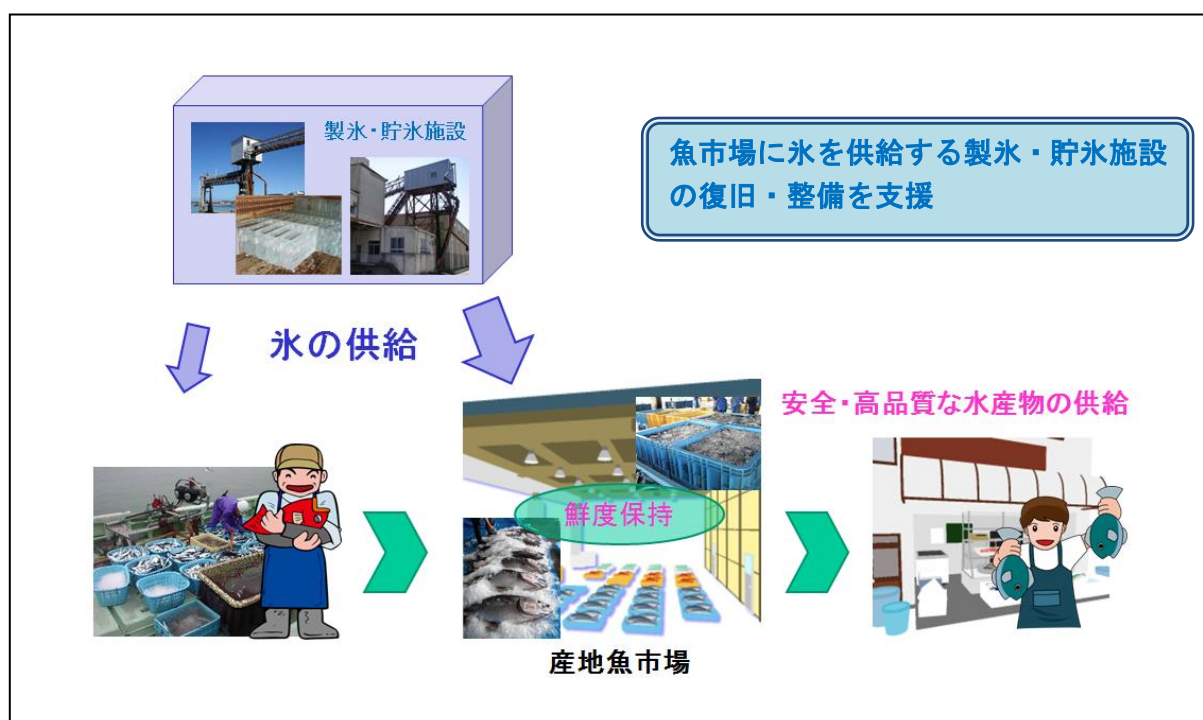
➤ 事業概要

- (1) 補助対象 製氷・貯氷施設（産地魚市場に氷を供給する施設に限る）の復旧・整備費
 (2) 負担区分 県 7/9（うち国負担 6/9 を想定） 市町村 1/9 事業主体 1/9

➤ 実施期間

平成 23 年度

➤ 製氷・貯氷施設の復旧・整備イメージ



取組項目 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

No.30 中小企業等復旧・復興支援事業

➤ 事業目的

複数の中小企業等が一体となって、サプライチェーンの回復、地域の産業集積、商業集積機能の維持・再構築を図ることにより、地域経済の早期復旧・復興を推進。

➤ 事業主体

民間企業

➤ 事業概要

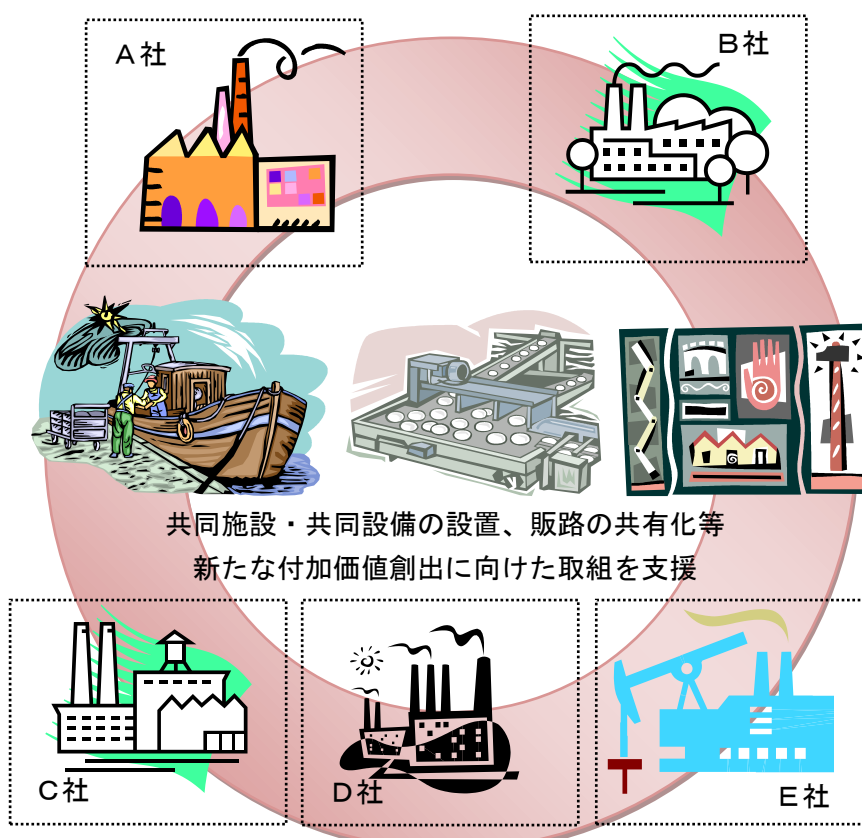
被災地の中小企業等が一体となって復旧・復興を行う場合に、当該事業に不可欠な施設・設備の復旧・整備に対して、国と県が連携して補助。

補助率：国 1/2、県 1/4（対象者が大企業の場合は国 1/3、県 1/6）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 26 年度

➤ 補助による企業支援のイメージ



取組項目 漁港等の整備

No.32 漁港災害復旧事業

➤ 事業目的

漁業の早期再開とともに、沿岸地域経済の基幹である水産業の早期復興を支援するため、津波により被災した防波堤など漁港施設や、防潮堤など海岸保全施設等について、災害復旧工事を実施。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

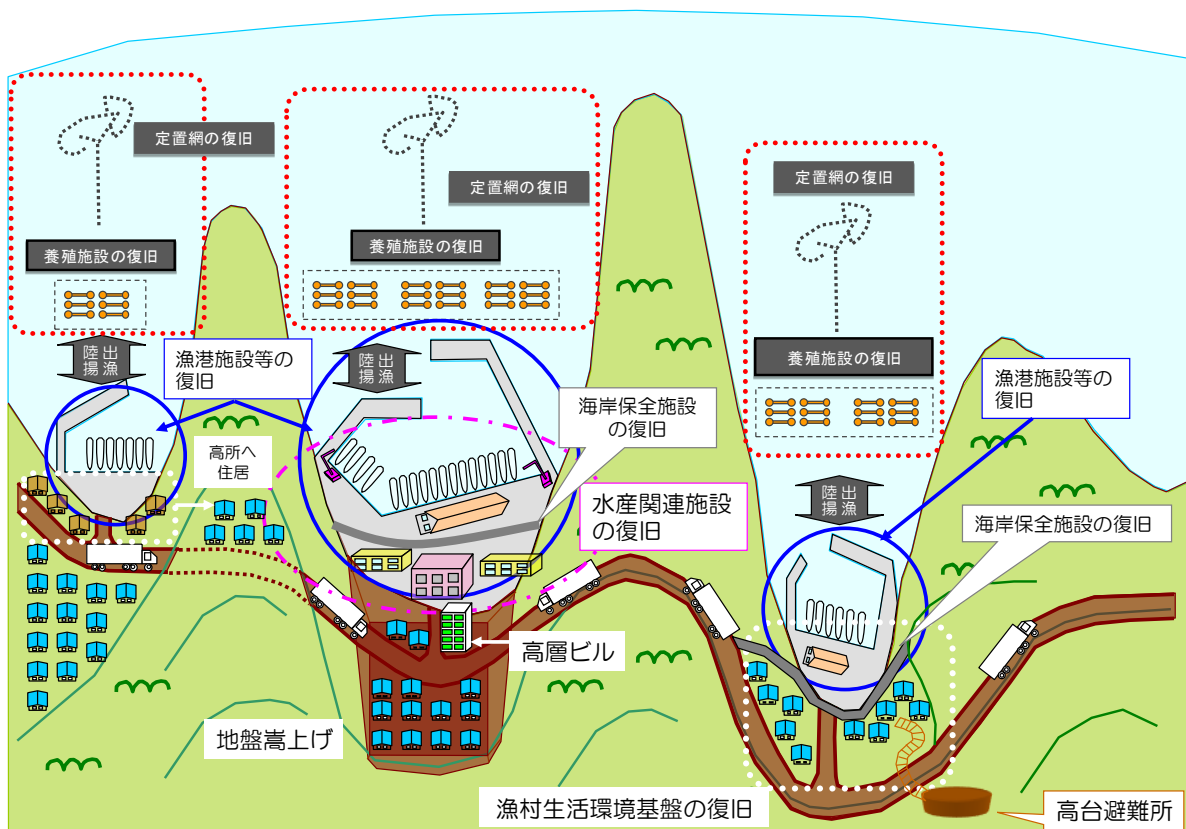
- (1) 防波堤、岸壁など漁港施設の災害復旧工事の実施
- (2) 防潮堤、門扉、水門など海岸保全施設の災害復旧工事の実施
- (3) 漁港内の泊地等に堆積・浮遊している瓦礫の撤去

【事業費負担割合】国 85%、県 15%

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 漁港等の復旧・整備イメージ



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画 第1期

岩手県復興局

平成23年8月発行

〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL 019-629-6945 FAX 019-629-6944
E-mail : AJ0002@pref.iwate.jp
http://www.pref.iwate.jp/~hp0212/fukkou_net/